

令和6年3月11日
指 導 室

いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について

区立学校において発生した、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態について、学校いじめ問題調査委員会の調査結果を報告する。

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条において、次に掲げる事態を重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）より

(2) に該当する事案について：不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。

(1) (2) に共通すること：児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 事案の概要について

① 被害を訴えた児童	区立小学校6年生（令和5年度）
② いじめに係る児童	区立小学校6年生5名（令和5年度）
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和5年3月～令和5年6月まで
④ いじめ発見のきっかけ	保護者からの訴え
⑤ 訴えのあった主ないじめの態様	悪口やいやなことを言われる、友達に教科書を隠される、友達から蹴られる、なぐられる、座ろうとすると椅子を引かれる

【概要】

学校は、被害を訴えた児童の保護者からの申し立てがあったいじめの行為について、関係児童からの聞き取りを実施し、当該児童に対するいじめを認知した。担任は保護者の申し立てた行為以外にも、学年・学級でいじめと考えられる行為について認知し、いじめに係る児童に対して指導を行った。

現在も当該児童は登校することはできていない。学校は当該児童と話すことができない状態であるが、12月になり当該児童保護者より、当該児童が別室登校をしてオンラインで授業を受けたいと言っているとの話を受けた。学校は別室登校へ向けて準備を整えているが、まだ登校再開には至っていない。登校再開や中学校進学へ向けて、今後も当該児童の保護者と連携をとり、当該児童への支援を図っていく。